

26 広支交 第3号
2026年 8月25日

日本郵便株式会社 広島郵便局
局長 小松 学 殿

郵政産業労働者ユニオン広島支部
支部長 岩崎 幸雄 印

広島支部定期大会要求書

2026年8月23日に第11回支部定期大会を開催し、以下の内容を支部大会要求として提出することを決定しました。これらの要求に対し、誠意ある回答を求めます。

記

- 1、支部組合事務室を広島郵便局内に貸与すること。
- 2、本年10月に予定されている最低賃金の引き上げに関し、局長加算が付与されている時給制契約社員における基本給の引き上げ分を局長加算で相殺するようなことはせず、最低賃金上昇分をそのまま支給額に上乘せすること。
- 3、アソシエイト社員からの一般職社員への登用や一般職社員からの地域基幹職社員、また正社員の役職への昇格、昇給等について組合差別を行わないこと。
- 4、夕方(16:45～16:55)勤務開始の時給制契約社員が定期健康診断を受診する場合、受診時間に間に合うよう勤務開始時間よりも大幅に早く来局し受診していますが超勤措置がとられていません。郵便部の夜13と夜14および輸送部の夜2の時給制契約社員が定期健康診断を受診する場合は、1時間前超勤を発令すること。
- 5、各職場において未経験の担務の作業訓練にあたり、時給制契約社員が時給制契約社員を教えるという状況が確認されています。教える人によって作業方法が違うという意見もあり、時給制契約社員同士のトラブルにもつながりかねません。短期アルバイトも含め、時給制契約社員の作業訓練には、課長以上の役職者による統一した作業訓練を行うこと。
- 6、各職場において昨年作成された作業マニュアルについて、今後どのように扱うのか、会社の考えを明らかにすること。

以上